

埼玉県提案事項に対する対応方針一覧

[平成27年1月30日 閣議決定]

- ※ 「対応方針の分類」欄は、内閣府の公表資料に記載がないため、国の区分に基づき本県で整理したもの
- ※ 「対応方針の分類」欄の「提案の趣旨を踏まえ対応」に分類された項目の中には、「検討を進める」「検討を行った上で必要な措置を講ずる」など提案が実現するかどうかかわからないものや、地方の提案に応えていないものも含まれています。
- ※ 「対応方針」欄が空欄になっている項目は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(H27.1.30閣議決定)」において対応方針が記載されていないもの
- ※ 網掛けは、提案募集検討専門部会で取り上げている重点事項

① 提案の趣旨を踏まえて対応 (24件)

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
1	B	規制緩和	医療・福祉	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
2	B	規制緩和	医療・福祉	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
3	A	権限移譲	産業振興	経済産業省・ 経済産業省 (中小企業庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)[再掲] (ii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
4	A	権限移譲	農地	農林水産省	農地部会 検討中	5 農地部会で引き続き調整	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
5	A	権限移譲	雇用・労働	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。)、ハローワーク特区の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	① 提案の趣旨を踏まえ対応 (注1)
6	A	権限移譲	運輸・交通	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭になって、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
7	B	規制緩和	医療・福祉	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・居室面積(同基準32条)については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成32年3月31日まで延長する。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(i)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。	① 提案の趣旨を踏まえ対応

(注1) No.5の「ハローワークの地方移管」については、本県からは1件として提案した。当面の方針[H26.10.29]では2件に分割されたが、対応方針[H27.1.30]では1件に統合された。

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
8	B	規制緩和	医療・福祉	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
9	B	規制緩和	環境・衛生	経済産業省・ 国土交通省・ 総務省(消防庁)	A 実施	1 実現を前提に 実務面の調整	6【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (v)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203)] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
10	B	規制緩和	教育・文化	文部科学省	E 提案の実現に向けて 対応を検討	2 実現に向けて 引き続き調整	6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (i)長寿命化改良事業の補助要件である耐力度調査については、地方公共団体の負担を軽減するため、撤廃を含めて見直す。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
11	B	規制緩和	農地	農林水産省	農地部会 検討中	5 農地部会で 引き続き調整	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
12	A	権限移譲	産業振興	経済産業省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
13	A	権限移譲	産業振興	経済産業省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	① 提案の趣旨を踏まえ対応

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)	
	区分	分野							
14	A	権限移譲	産業振興	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省 農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管) (i)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。 4【経済産業省】 (3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (i)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (ii)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲] (i)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
15	A	権限移譲	その他	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	C 対応不可	2 実現に向けて引き続き調整	4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
16	A	権限移譲	その他	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	C 対応不可	2 実現に向けて引き続き調整	4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	① 提案の趣旨を踏まえ対応
17	A	権限移譲	その他	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	C 対応不可	2 実現に向けて引き続き調整	4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	① 提案の趣旨を踏まえ対応
18	A	権限移譲	その他	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	C 対応不可	2 実現に向けて引き続き調整	4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業	① 提案の趣旨を踏まえ対応
19	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【事業所内保育施設設置・運営等支援助成金】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【厚生労働省】 (18)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、国と都道府県との連携を促進する。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
20	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【環境保全型農業直接支援対策交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (15)環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平26法78)に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに見直す。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
21	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
22	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【都市農村共生・対流総合対策交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (18)都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
23	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【食のモデル地域育成事業】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (17)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応
24	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【茶改植等支援事業】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (11)茶改植等支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	① 提案の趣旨を踏まえ対応

② 手挙げ方式により実現 (0件)

③ 現行規定で対応可能 (8件)

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)	
	区分	分野							
25	A	権限移譲	環境・衛生	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	環境省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	③ 現行規定で 対応可能 (注2)	
26	A	権限移譲	環境・衛生	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	環境省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	③ 現行規定で 対応可能 (注2)	
27	A	権限移譲	環境・衛生	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	環境省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	③ 現行規定で 対応可能 (注2)	
28	B	規制緩和	環境・衛生	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	国土交通省	D 現行規定により対応可能	3 現行規定により対応可能	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ii)都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占有物件としての太陽電池発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。	③ 現行規定で 対応可能
29	B	規制緩和	環境・衛生	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	国土交通省	D 現行規定により対応可能	3 現行規定により対応可能	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (iii)公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。	③ 現行規定で 対応可能
30	B	規制緩和	教育・文化	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和	内閣府・ 文部科学省・ 厚生労働省	D 現行規定により対応可能	3 現行規定により対応可能	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平24法67)による改正後の35条5項1号)については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。 〔措置済み(平成26年12月12日付け雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知)〕	③ 現行規定で 対応可能
31	A	権限移譲	その他	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	D 現行規定により対応可能	3 現行規定により対応可能	4【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要望調査を行う際、都道府県が評価できることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、民放ラジオ難聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要な周知を行う。	③ 現行規定で 対応可能
32	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【農業基盤整備促進事業】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	4【農林水産省】 (16)農業基盤整備促進事業 平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で国に申請を行うよう採択申請を一本化したところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知する。	③ 現行規定で 対応可能

(注2) No.25、26、27の提案については、各府省第2次回答(H26.10.29)で「現行規定により対応可能」との回答であったため、「対応方針の分類」欄においては「③現行規定で対応可能」と本県が整理した。

④ 実現できなかったもの (38件)

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
33	A	権限移譲	環境・衛生	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	環境省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できな かったもの
34	A	権限移譲	医療・福祉	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できな かったもの
35	B	規制緩和	医療・福祉	保健所長の医師資格要件の緩和	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できな かったもの
36	B	規制緩和	医療・福祉	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できな かったもの
37	B	規制緩和	環境・衛生	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和	厚生労働省	C 対応不可	2 実現に向けて引き続き調整	④ 実現できな かったもの

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉職が整理した もの)
	区分	分野						
38	B	規制緩和 消防・防災・安全	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
39	A	権限移譲	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
40	A	権限移譲	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
41	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【特定地域再生事業費補助金】	内閣府	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
42	A	権限移譲	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
43	A	権限移譲	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省 (消防庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
44	A	権限移譲	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省 (消防庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
45	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
46	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
47	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【がん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
48	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【セーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
49	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【地域生活支援事業費補助金】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
50	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
51	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
52	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
53	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【介護保険事業費補助金】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
54	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)】	厚生労働省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
55	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
56	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【汚水処理施設整備交付金】	内閣府	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
57	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
58	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【燃油価格高騰緊急対策】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
59	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【果樹経営支援対策事業】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
60	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【国産花きイノベーション推進事業】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
61	A	権限移譲	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【地域材利活用増進戦略プロジェクト】	農林水産省 (林野庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
62	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【分取林契約適正化事業】	農林水産省 (林野庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの
63	B	規制緩和	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への判断に基づく交付等による自由度向上【水産多面的機能発揮対策事業交付金】	農林水産省 (水産庁)	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力		④ 実現できな かったもの

64	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲 【先導的都市環境形成促進事業】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行 い可能な限り実現に 向け努力		④ 実現できな かったもの
----	---	------	-----	--	-------	-----------	-------------------------------------	--	---------------------

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
65	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【耐震対策緊急促進事業補助金】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの
66	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの
67	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【集約都市形成支援事業】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの
68	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【都市安全確保促進事業費補助金】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの
69	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【民間まちづくり活動促進事業】	国土交通省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの
70	A	権限移譲	その他	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	環境省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	④ 実現できなかったもの

⑤ 集計除外 (提案団体から再検討の意見なし、事業廃止を含む) (1件)

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
71	A	権限移譲	その他	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲【「農」のある暮らしづくり交付金】	農林水産省	C 対応不可	4 さらに論点整理を行い可能な限り実現に向け努力	⑤ 集計除外 (注3)

(注3) No.71の提案については、各府省第2次回答(H26.10.29)で「対応不可(平成27年度の予算要求を行わない)」との回答であったため、「対応方針の分類」欄においては「⑤集計除外」と本県が整理した。

対象外 (国・地方の税財源配分や税制改正、予算事業の新設提案、現行制度でも対応可能であることが明らかな事項等) (7件)

No.	提案区分		提案事項	所管府省	各府省 第1次回答 [H26.8.29]	当面の方針 [H26.10.29]	対応方針 [H27.1.30]	対応方針の分類 (埼玉県が整理した もの)
	区分	分野						
72	B	規制緩和	雇用・労働	障害者雇用の実態に関する情報の開示	厚生労働省	—	—	—
73	B	規制緩和	環境・衛生	既成市街地エコタウン化推進のための関連補助事業の補助要件緩和及び申請手続の簡素化	経済産業省・国土交通省	—	—	—
74	B	規制緩和	その他	高金利地方債の繰上償還や借換えの要件緩和	総務省・財務省	—	—	—
75	B	規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金制度の手続の簡素化	文部科学省	—	—	—
76	B	規制緩和	環境・衛生	電気自動車用普通充電器の設置に係る電気事業法の規制緩和	資源エネルギー庁	—	—	—
77	B	規制緩和	その他	直轄事業負担金制度の廃止	農林水産省・国土交通省	—	—	—
78	B	規制緩和	教育・文化	奨学のための給付金制度に係る証明書類の一部廃止	文部科学省	—	—	—

※ 「対象外」の7件は、第16回地方分権改革有識者会議・第1回提案募集検討専門部会 合同会議(H26.8.1)で「検討の対象外」とされたものである。(当日会議資料の参考資料2参照)

<各府省第1次回答> [H26.8.29]

区分	件数
A 実施	1
B 手挙げ方式により実施	0
C 対応不可	63
D 現行規定により対応可能	4
E 提案の実現に向けて対応を検討	1
農地・農村部会において検討中	2
対象外	7
合計	78

<当面の方針> [H26.10.29]

区分	件数
1 実現することを前提に実務面の調整を行う提案	1
2 実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案	7
3 現行規定により対応可能である提案	4
4 さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案	58
5 実現について農地・農村部会において引き続き議論する提案	2
対象外	7
合計	79

<対応方針> [H27.1.30]

区分	件数
① 提案の趣旨を踏まえて対応	24
② 提案の趣旨を踏まえて対応のうち手挙げ方式により実現	0
③ 現行規定で対応可能	8
④ 実現できなかったもの	38
⑤ 集計除外	1
対象外	7
合計	78

※ No.5の「ハローワークの地方移管」については、本県からは1件として提案した。
当面の方針【H26.10.29】では2件に分割されたが、対応方針【H27.1.30】では1件に統合された。